

## 平成 30 年度 制度改正説明（法改正等）

## 1 福祉用具貸与に係る改正について

## (1) 複数商品の提示等：福祉用具専門相談員の義務（平成 30 年 4 月から）

機能や価格帯の異なる複数商品を提示すること及び利用者に交付する福祉用具貸与計画書を介護支援専門員にも交付すること。

## (2) 全国平均貸与価格の説明・貸与価格の上限設定（平成 30 年 10 月から）

## ① 貸与価格の上限設定

**貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定できないため注意。**（平成 30 年 10 月貸与分（11 月請求分）から適用）

## ② 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、その商品の全国平均貸与価格についても利用者に説明すること。

※全国平均貸与価格及び貸与価格の上限は、国が平成 30 年 7 月を目途に公表する予定（貸与件数が月平均 100 件未満の商品は除く）。全国平均貸与価格及び上限は概ね 1 年に 1 度の頻度で見直し、新商品については 3 か月に 1 度の頻度で公表していく予定。

## 2 住宅改修の見直しについて

## (1) 今後の取り組み（実施時期未定）

- ・事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式（改修内容、材料費、施工費等の内訳が明確に把握できるもの）を国が示す。
- ・複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、介護支援専門員が利用者に説明すること。

## 3 その他

## (1) 利用者負担 3 割の導入後の給付制限（給付額減額）の確認方法

平成 30 年 8 月から新たに導入される利用者負担 3 割の方の給付額減額後の利用者負担は 4 割負担となる。

以下のとおり被保険者証及び負担割合証を併せて確認してください。

被保険者証：給付額減額記載あり + 負担割合証：1 割・2 割負担	➡	利用者負担 3 割
被保険者証：給付額減額記載あり + 負担割合証：3 割	➡	利用者負担 4 割

## (2) 過去の実地指導における指摘事項例

- ・〔福祉用具貸与計画の作成〕最新のケアプランの交付を介護支援専門員より受けていない。認定更新時に計画書が作成されていない。計画期間が設定されていない。福祉用具販売計画について説明・同意、交付が行われていない。
- ・〔心身状況等の把握〕アセスメントにおいて心身の状況を把握していない。
- ・〔衛生管理等〕用具の保険・消毒を委託等で行う場合の委託契約書及び標準作業書の内容を把握しておらず、定められた内容が遵守されているかが確認できていない。
- ・〔内容及び手続の説明及び同意〕運営規定、重要事項説明書の事故対応、苦情相談に関する規定が不十分。

《参考》

- ・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」平成 30 年 1 月 18 日（厚生労働省令第 4 号）
- ・「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」平成 11 年 9 月 17 日（厚生省老人保健福祉局企画課長通知・老企第 25 号）
- ・「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」平成 30 年 3 月 22 日（厚生労働省老健局高齢者支援課長通知・老高発 0322 第 1 号）
- ・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」平成 30 年 3 月 22 日（厚生労働省告示第 78 号）
- ・「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準」平成 30 年 3 月 22 日（厚生労働省告示第 80 号）
- ・「平成 30 年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について」平成 30 年 4 月 17 日（厚生労働省老健局高齢者支援課・事務連絡）
- ・全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 平成 30 年 3 月 6 日開催
- ・「給付額減額措置の見直しに伴う被保険者証及び負担割合証の様式の変更について」平成 30 年 5 月 14 日（厚生労働省老健局介護保険計画課・事務連絡）

